# 社会福祉法人　愛光会　役員等規程

## 第１章　総則

### （目的）

第１条
この規程は、社会福祉法人愛光会（以下「法人」という。）の定款に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の選任、職務、報酬及び費用弁償等に関し必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第２条
この規程において役員等とは、次に掲げる者をいう。
(1) 理事
(2) 監事
(3) 評議員

## 第２章　役員等

### （選任）

第３条
理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
２　評議員は、定款の定めにより選任する。

### （任期）

第４条
役員等の任期は、定款の定めによる。
２　補欠として選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

### （定年）

第５条
理事、監事及び評議員の定年は、満７５歳とする。
２　役員等は、満７５歳に達した後、最初に終了する定時評議員会の終結の時をもって退任する。

3　前項の規定にかかわらず、法人運営上特に必要があると理事会及び評議員会が認めた場合は、再任を妨げない。

## 第 3 章　職務

### （理事の職務）

第 6 条
理事は、法令、定款及び理事会の決議に基づき、法人業務を執行する。

### （理事長）

第 7 条
理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

### （常務理事）

第 8 条
常務理事は、理事長を補佐し、理事会の決定に基づき、法人の常務を処理する。

### （監事の職務）

第 9 条
監事は、法令の定めるところにより、理事の職務執行及び法人財産の状況を監査する。

### （評議員の職務）

第 10 条
評議員は、法令及び定款に基づき、評議員会を構成し、法人運営に関する重要事項を審議決定する。

## 第 4 章　会議

### （理事会）

第 11 条
理事会は、必要に応じ理事長が招集する。

**（評議員会）**

第 12 条
評議員会は、定款の定めにより開催する。

## 第 5 章　報酬及び費用弁償

**（報酬）**

第 13 条
役員等に対して、勤務実態に応じて報酬を支給することができる。
2　報酬額は、評議員会の決議を経て別表に定める。
3　役員等には、賞与及び退職金は支給しない。ただし、法人が必要と認めた場合はこの限りでない。
4　当法人職員を兼務している役員には役員報酬を支給しない。

**（報酬の支給方法）**

第 14 条
報酬は、現金又は本人指定の金融機関口座への振込みにより支給する。
2　報酬の支給日は、毎月 21 日とする。

**（費用弁償）**

第 15 条
役員等が法人業務のため出張し、又は会議等に出席した場合は、費用を弁償する。

**（旅費）**

第 16 条
役員等の旅費は、次の各号に掲げる区分により支給する。

(1) 交通費　法人旅費規定に準ずる
(2) 宿泊費　法人旅費規定に準ずる
(3) 日　当　別表に定める額

**（旅費の特例）**

第 17 条
理事長が特に必要と認めた場合は、前条に定める額を超えて支給することができる。

## 第６章　秘密保持

### （秘密保持義務）

第 18 条
役員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
2　その職を退いた後も同様とする。

## 第７章　補則

### （改廃）

第 19 条
この規程の改廃は、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けるものとする。

### 附則

1　この規程は、令和８年８月１日から施行する。

2　本規程施行時に満７５歳を超えている役員等については、令和９年度定時評議員会終結時まで在任することができる。

別表

1　報酬額

| 区分 | | 金額 |
|---|---|---|
| 理事長 | 月　額 | １００，０００円 |
| 常務理事 | 月　額 | ４０，０００円 |

2　会議等日当

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 理事 | 会議出席１日につき | １４，０００円 | 4/ｈ以上 | 半日７，０００円 | 4/ｈ未満 |
| 監事 | 監査又は会議出席１日につき | １６，０００円 | 4/ｈ以上 | 半日８，０００円 | 4/ｈ未満 |
| 評議員 | 会議出席１回につき | ５，０００円 | | | |

3　旅費

| 区分 | | 内容 |
|---|---|---|
| 交通費 | 実費 | 旅費規定に準ずる |
| 宿泊費 | 上限 | 旅費規定に準ずる |
| 日当 | | 旅費規定に準ずる |